

障害者就業・生活支援センター 指定基準**1 事業実施体制（25点）**

事業実施に当たって、必要な職員を配置し、事業実施のための必要な体制を整えていること

2 財政的基礎の確認（応募資格審査内で確認）

事業実施に当たって、十分な財政的基礎を有すること

3 関係機関との連携体制（5点）

公共職業安定所、障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校、精神保健福祉センターその他の関係機関と円滑な連携が可能と認められること

4 支援対象者の継続的な確保（5点）

支援対象障害者を継続して確保できる見通しがあること

（事業実施地域内における身体、知的、精神の各障害者手帳保持者数、障害者の求職者数を参考に判断する）

5 基礎訓練の実施体制（5点）

丹南圏域に基礎訓練を行う併設施設、提携施設を確保しており、当該施設において基礎訓練を適正かつ確実に行うことができると認められること

6 職業準備訓練および職場実習の実施体制（5点）

職業準備訓練および職場実習中の支援、職場定着支援等のための人的体制の確保や、協力事業所の確保の見通しがあること

7 雇用の場の確保（5点）

職業準備訓練又は職場実習の修了者の雇用の場の確保の見通しがあること

8 就業支援・生活支援の実績（25点）

障がい者の就業および生活に関する支援活動の実績があり、今後の支援方法について課題やニーズを踏まえた的確な支援ができる見通しがあること

9 地元自治体の積極的関与（5点）

地元自治体の障害者プラン等においてセンターが位置づけられていること
ケース会議等に地元自治体の参加が予定されていること

10 法人の事業運営（応募資格審査内で確認）

本事業以外のものを含めた当該法人の事業運営に関し、当該法人に係る主務官庁、所轄庁等からの改善命令等、特段の処分を受けていないこと

法定雇用率を達成していること

労働関係法令等に違反し、事業遂行に支障を来すとされる者でないこと

県税を滞納している者でないこと

※採点基準

項目（5段階） 5：優れている 3：普通 1：劣る 0：提案内容に問題がある